別記1 燧灘を操業区域とする知事許可漁業における制限措置 (県外入漁を除く)

知事許可漁業の種類	漁業種類		船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格	
小型機船 底びき網 漁業	手繰第1種 漁業 (機船手繰網 漁業)	0 隻(許可又	5 トン未満	燧灘及び松山市波妻ノ鼻と同市小館場島東端とを結んだ直線及びその延長線以東の伊予灘 ただし、別記5表2の部1の項から15の項までに掲げる区域を除く。	1.1~ 12.31	今治市関前、同市 波方町小部又は同 市菊間町(亀岡地 区を除く。)に漁業 根拠地を有する者	
		المالية	5 / 〉未満	燧難 ただし、別記5表2の部1の項から15の項までに掲げる区域を除く。	1.1~ 12.31	今治市今治、同市 大浜、同市来島、同 市波方町波方、同 市大西町又は同市 菊間町 (亀岡地区 に限る。) に漁業根 拠地を有する者	
			5 炒未満	今治市今治港東防波堤灯台中心点から越智郡 上島町百貫島頂上を結んだ直線以東の燧難 ただし、別記5表2の部1の項から15の項ま でに掲げる区域を除く。	1.1~ 12.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町、今治市 桜井、同市吉海町 渦浦、同市吉海町 津倉、同市宮窪町、 同市伯方町、同市 大三島町又は同市 大三島町に漁業根拠 地を有する者	
	手繰第2種 漁業 (えびこぎ網 漁業)		5 以未満	燧灘及び松山市波妻ノ鼻と同市小館場島東端とを結んだ直線及びその延長線以東の伊予灘 ただし、別記5表2の部1の項から15の項までに掲げる区域を除く。	1.1~ 12.31	今治市関前、同市 波方町小部又は同 市菊間町(亀岡地 区を除く。) に漁業 根拠地を有する者	
				5 以未満	燧難 ただし、別記5表2の部1の項から15の項までに掲げる区域を除く。	1.1~ 12.31	今治市今治、同市 大浜、同市来島、同 市波方町波方、同 市大西町又は同市 菊間町(亀岡地区 に限る。)に漁業根 拠地を有する者
			5 以未満	今治市今治港東防波堤灯台中心点から越智郡 上島町百貫島頂上を結んだ直線以東の燧灘 ただし、別記5表2の部1の項から15の項ま でに掲げる区域を除く。	1. 1~ 12. 31	四国中央市、新居 浜市、越智 郡上島町、今治市 桜井、同市吉海町 渦浦、同市吉海町、 津倉、同市宮窪町、 同市白野、同市 大三島町とは同市 大三島町に漁業根 地を有する者	

知事許可		許可等を	船舶の総トン			知事許可漁業を
漁業の種類	漁業種類		数及び能進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	営む者の資格
	手繰第3種 漁業 (貝けた網漁 業)		5 以未満	今治市今治港東防波堤灯台中心点から越智郡 上島町百貫島頂上を結んだ直線以東の燧灘 ただし、別記5表2の部1の項から15の項ま でに掲げる区域を除く。	12.1~ 翌 3.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
	手繰第3種漁業(戦車漕網漁業)		5 以未満	今治市今治港東防波堤灯台中心点から越智郡 上島町百貫島頂上を結んだ直線以東の燧灘 ただし、別記5表2の部1の項から15の項ま でに掲げる区域を除く。	12.1~ 翌 3.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
	手繰第2種 漁業 (自家用釣り 餌料びき網 漁業)	(許可又 は起業の	3 トン未満 31 キロワット (旧馬力10) 以下	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1~ 12.31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者で、一本釣り漁業を又ははえ縄漁業を主業とする者
	瀬戸内海い わし機船船 びき網漁業		10 以未満	四国中央市と新居浜市との境界から越智郡上 島町江ノ島頂上を結んだ線及びその延長線以東 の燧灘		四国中央市川之 江、同市三島又は 同市寒川に漁業根 拠地を有する者
			10 沙未満	四国中央市と新居浜市との境界から越智郡上島町江ノ島頂上を見通した線、新居浜市と西条市との境界から今治市梶島東端を見通した線及び今治市と西条市との境界(大崎ノ鼻)から香川県円上島頂上を見通した線の3直線並びに新居浜市の陸岸(最大高潮時海岸線)により囲まれた海域	10.1~ 翌3.31	新居浜市に漁業根 拠地を有する者
機船船びき網漁業	いわし機船船びき網漁業		1	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1~ 12.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
	さより機船船びき網漁業		48 キロワット (旧馬力15) 以下	四国中央市川之江町余木埼から香川県伊吹島 赤埼見通し線と四国中央市土居町仏埼から越智 郡上島町江ノ島東端見通し線の間の陸岸(最大 高潮時海岸線)から 5,000メートル以内の海域 と四国中央市土居町仏埼から越智郡上島町江ノ 島東端見通し線と今治市と西条市との境界点 (大崎ノ鼻)から越智郡上島町江ノ島東端見通 し線との間の海域	10.1~ 翌5.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者

知事許可漁業の種類	漁業種類	すべき船	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
		7/14 (1 -> 2/4	54 - 2114 5 5 5 5 5	ただし、越智郡上島町江ノ島及び西条市東部 地区地先における最大高潮時海岸線から 3,000 メートル以内の海域を除く。		
ごち網漁業	ーそうロー ラーごち網 漁業		5 トン未満 48 キロワット (旧馬力15) 以下	燧難 ただし、燧共第 106 号及び第 109 号漁場区域 以外の共同漁業権漁場区域並びに別記 5表3の 部に掲げる区域を除く。	1.1~ 12.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
潜水器漁業	第一種の水子のでは、一種の水子のでは、一種の水子のでは、一種の水子の水子のでは、一種のでは、一種の水子のでは、一種のでは、一種のでは、一種のでは、一種のでは、一種のでは、一種のでは、一種のでは、一種のでは、	(許可又 は起業の 認可を受	(旧馬力20) 以下	漁業根拠地の第1種共同漁業権漁場区域内	1.1~ 12.31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は地を有する者であって、漁業権者の同意のある者
地びき網漁業	雑魚地びき網漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 9隻)	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1~ 12.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
固定式刺し網漁業	かれい、こち 沖建網漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 135隻)	定めなし	四国中央市川之江地区、同市三島地区及び同市土居町地区地先海域のうち越智郡上島町江ノ島頂上と香川県伊吹島赤埼を結んだ線以南の燧灘 ただし、越智郡上島町江ノ島の周辺最大高潮時海岸線から3,500メートル以内の区域並びに共同漁業権漁場区域を除く。	1.1~ 12.31	四国中央市に漁業根拠地を有する者
			定めなし	新居浜市地区及び西条市東部地区地先海域の うち越智郡上島町江ノ島頂上、同町魚島南端、同 町高井神島南端及び今治市梶島東端を順次結ん だ線以南の燧灘 ただし、越智郡上島町江ノ島、同町魚島、同町 高井神島の周辺最大高潮時海岸線から 3,500 メ ートル以内の区域及び今治市梶島、同市明神島、 同市美濃島の周辺最大高潮時海岸線から 2,000	1.1~ 12.31	新居浜市、西条市 ひうち、同市西条 又は同市禎瑞に漁 業根拠地を有する 者

知事許可漁業の種類	漁業種類	すべき船	船舶の総トン 数及び能進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
				メートル以内の区域並びに共同漁業権漁場区域 を除く。		
			定めなし	西条市西部地区地先海域 ただし、越智郡上島町魚島の周辺最大高潮時海岸線から3,500メートル以内の区域及び今治市美濃島、同市小平地島の周辺最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の区域並びに共同漁業権漁場区域を除く。	1. 1~ 12. 31	西条市吉井、同市 壬生川又は同市河 原津に漁業根拠地 を有する者
			定めなし	漁業根拠地地先海域 ただし、共同漁業権漁場区域を除く。	1.1~ 12.31	今治市又は越智郡 上島町に漁業根拠 地を有する者
	かに建網漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 119隻)		西条市と今治市との境界 (大崎ノ鼻) から越智郡上島町魚島頂上及び広島県田島南端を順次結んだ線以東の燧灘ただし、越智郡上島町魚島、同町高井神島及び同町江ノ島の周辺最大高潮時海岸線から 3,500メートル以内の区域及び今治市梶島、同市明神島、同市美濃島、同市小平市島周辺最大高潮時海岸線から 2,000メートル以内の区域及び共同漁業権漁場区域内を除く。		四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
流し網漁業	えそ流し網 漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 10隻	定めなし	燧難	4. 1~ 7. 31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
	あじ流し網 漁業		定めなし	燧難	4.1~ 7.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
	さより流し網	0隻 (許可又 は起業の 認可を受けている 船舶の数 22隻)		次のアからカまでの点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のうち漁業根拠地地先海域ア 香川県と愛媛県との最大高潮時海岸線における境界点(余木埼) イ アの点と香川県伊吹島赤埼とを結んだ直線上同点4,000メートルの点ウ 四国中央市具定町と同市寒川町との最大高潮時海岸線における境界点と越智郡上島町江ノ島西端とを結んだ直線上同境界点4,000メートルの点エ 新居浜市大島松ケ鼻と越智郡上島町魚島東端とを結んだ直線上新居浜市大島松ケ鼻2,000メートルの点オ 西条市氷見と同市今在家との最大高潮時	1. 1~ 12. 31	四国中央市、新居浜市又は西条市に漁業根拠地を有する者

編等の数 関の馬力数 海岸線における境界点と今治市梶島西端とを結んだ直線上同境界点 6,500 メートルの点 カ 西条市と今治市との最大高潮時海岸線における境界点 (大崎ノ鼻) 定めなし 次の1から4に掲げる海域のうち漁業根拠地地先海域 1 次のアからクまでの点を順次結んだ7直線、クからケまでの最大高潮時海岸線及びケカルにはまるの点を順次結んだ7直線、クからケまでの最大高潮時海岸線及びケカルにはまるの点を順次結んだ7直線、クからケまでの最大高潮時海岸線及びケカルにはよるの点を順次結んだ7直線、クからケまでの最大高潮時海岸線及びケカルにはよるの点をが原かなりがある。
からサまでの点を順次結んだ2直線とシから タまでの点を順次結んだ4直線との間の燧難 ア 西条市と今治市との最大高潮時海岸線に おける境界点(大崎ノ鼻) イ アの点と今治市小平市島南端とを結んだ 直線上同点1,000メートルの点 ウ 今治市頓田川河口右岸と同市比岐島東南 端とを結んだ直線上同市頓田川河口右岸 2,000メートルの点 エ 今治市今治港東防波堤灯台中心点と同市 竜神島灯台中心点と同市比岐島頂上とを結 んだ直線上同市竜神島灯台中心点1,900メ ートルの点とを結んだ直線上同市今治港東

知事許可漁業の種類	漁業種類		船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
				4 次のアとイの点を結んだ直線とウとエの点を結んだ直線との間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域ア 今治市波方町錨掛ノ鼻イ 今治市大西町八幡山頂上ウ 今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界点エ 松山市白石(二ツ石)		
	さわら流し網漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 10隻)			1.1~ 12.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
		0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 184隻)			1.1~ 12.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
	さごし流し網漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 9隻)		燧難 ただし、今治市怪島東端、同市波方町梶取ノ鼻 及び同市関前観音埼の点を順次結んだ直線以西 の海域(小部湾を含む。)及び別記5表4の部に 掲げる区域を除く。	9.1~ 11.30	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
刺し網漁業	さっぱ刺し網漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 5隻)	(旧馬力15) 以下	次のア、イ、ウ、エ、オを順次結んだ4直線の 以東及び以北の燧攤 ア 西条市と今治市との境界点(大崎ノ鼻) イ 今治市平市島南端 ウ 今治市平市島南端から同市吉海町タケノ 鼻を見通した線と同市今治港東防波堤灯台 中心点から越智郡上島町高井神島南端を見 通した線との交点 エ 今治市梶島南端から同市宮窪町横島頂上 を見通した線と同市今治港東防波堤灯台中 心点から越智郡上島町高井神島南端を見通 した線との交点 オ 今治市梶島南端から同市宮窪町横島頂上 を結んだ線の延長線と同市宮窪町横島頂上 を結んだ線の延長線と同市宮窪町大浦地先 における最大高潮時海岸線との交点	4.1~ 11.30	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
	このしろ刺し網漁業	0隻 (許可又 は起業の	定めなし	次のアからカまでの点を順次結んだ5直線と 最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のう ち所属漁業地区地先海域	1.1~ 12.31	四国中央市、新居 浜市又は西条市に 漁業根拠地を有す

知事許可漁業の種類	漁業種類	すべき船	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
		認可を受 けている 船舶の数 78 隻	IRI MINI ISA	ア 香川県と愛媛県との最大高潮時海岸線における境界点(余木埼) イ アの点と香川県伊吹島赤埼とを結んだ直線上同点4,000メートルの点 ウ 四国中央市具定町と同市寒川町との最大高潮時海岸線における境界点と越智郡上島町江ノ島西端とを結んだ直線上同境界点4,000メートルの点 エ 新居浜市大島松ケ鼻と越智郡上島町魚島東端とを結んだ直線上新居浜市大島松ケ鼻2,000メートルの点 オ 西条市氷見と同市今在家との最大高潮時海岸線における境界点と今治市梶島西端とを結んだ直線上同境界点6,500メートルの点 カ 西条市と今治市との最大高潮時海岸線における境界点(大崎ノ鼻)		る者
			定めなし	次の1から4に掲げる海域のうち漁業根拠地地先海域 1 次のアからクまでの点を順次結んだ7直線、クからケまでの最大高潮時海岸線及からりまでの点を順次結んだ2直線との間の燈灘ア西条市と今治市との最大高潮時海岸線における境界点(大崎ノ鼻) イアの点と今治市小平市島南端とを結んだ直線上同点1,000メートルの点ウった結んだ直線上同市地域自由市地域自由市場上で直線上同市会治港東防波堤灯台中心点とを結んだ直線上同市会治港東防波堤灯台中心点とを結んだ直線上同市金線上同市金線上同市金線上同市金線上同市金線上同市金線上同市金線上同市金	1. 1~ 12. 31	今治市又は越智郡上島町に漁業根拠地を有する者

知事許可漁業の種類	漁業種類	すべき船	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
				と同市波方町梶取ノ鼻と広島県斎島南端とを結んだ直線との交点 ソ 今治市波方町錨掛ノ鼻と同市大西町八幡山頂上とを結んだ直線上同市波方町錨掛ノ鼻1,000メートルの点 タ 今治市大西町八幡山頂上 2 越智郡上島町魚島、同町高井神島及び同町江ノ島の周辺最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域 3 越智郡上島町豊島及び同町百貫島の周辺最大高潮時海岸線から3,000メートル以内の海域 4 次のアとイの点を結んだ直線とウとエの点を結んだ直線との間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域ア 今治市波方町錨掛ノ鼻イ 今治市大西町八幡山頂上ウ 今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界点エ 松山市白石(二ツ石)		
	きす、かます刺し網漁業	(許可又	5 トン未満 48 キロワット (旧馬力15) 以下	次のア、イ、ウ、エ、オを順次結んだ4直線の 以東及び以北の燧攤 ア 西条市と今治市との境界点(大崎ノ鼻) イ 今治市平市島南端 ウ 今治市平市島南端から同市吉海町タケノ 鼻を見通した線と同市今治港東防波堤灯台 中心点から越智郡上島町高井神島南端を見 通した線との交点 エ 今治市梶島南端から同市宮窪町横島頂上 を見通した線と同市今治港東防波堤灯台中 心点から越智郡上島町高井神島南端を見通 した線との交点 オ 今治市梶島南端から同市宮窪町横島頂上 を結んだ線の延長線と同市宮窪町横島頂上 を結んだ線の延長線と同市宮窪町大浦地先 における最大高潮時海岸線との交点	11. 30	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市(今治市関前、同 市波方町小部及び 同市菊間町を除 く。) に漁業根拠地 を有する者
	ぼら囲い刺 し網漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 137隻)	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1. 1~ 12. 31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
袋待網漁業	いかなご袋 待網漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 16隻)	(旧馬力60)	漁業根拠地地先最大高潮時海岸線から 3,000 メートル以内の海域	1. 1~ 12. 31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者

		許可等を	船舶の総トン			
知事許可漁業の種類	漁業種類	すべき船	数及び推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
かご漁業	かにかご漁 業	0隻	5 トン未満 210 キロワット	漁業根拠地の第1種共同漁業権漁場区域内	10.10~ 11.20	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
	V 功・玉漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 115隻)	定めなし	所属漁業地区地先の最大高潮時海岸線から 6,000 メートル以内の海域	4. 1~ 6. 30	四国中央市に漁業根拠地を有する者
			定めなし	次の各点を順次結んだ4直線とアオ間の最大 高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 西条市氷見と同市今在家との最大高潮時 海岸線における境界 イ アから今治市梶島頂上を結んだ線とウから同市平市島頂上を結んだ線との交点 ウ 新居浜市白石鼻沖浮標から真南の線上同 浮標から300メートルの点 エ オから越智郡上島町江ノ島頂上を結んだ 線とウから香川県観音寺と同県豊浜の中央 を結んだ線との交点 オ 新居浜市と四国中央市との境界	4. 1~ 6. 30	新居浜市、西条市 ひうち、同市西条 又は同市禎瑞に漁 業根拠地を有する 者
			定めなし	西条市西部地区地先の最大高潮時海岸線から 5,000 メートル以内の海域	4.1~ 6.30	西条市吉井、同市 壬生川又は同市河 原津に漁業根拠地 を有する者
			定めなし	所属漁業地区地先の最大高潮時海岸線から 5,000メートル以内の海域	4.1~ 6.30	今治市又は越智郡 上島町に漁業根拠 地を有する者
すくい網漁業	いわし、いか なご、さっぱ たきよせす くい網漁業	(許可又		漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1~ 12.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 138隻)		所属漁業地区地先の最大高潮時海岸線から 5,000メートル以内の海域 ただし、第1種共同漁業権漁場区域を除く。	1.1~ 12.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者

知事許可漁業の種類	漁業種類		船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
えむしこ ぎ漁業	えむしこぎ 漁業		定めなし	所属漁業地区における最大高潮時海岸線から 3,000 メートル以内の海域 ただし、えむしを内容とする第1種共同漁業 権漁場区域を除く。	1.1~ 12.31	四国中央市、新居 浜市、西条市ひう ち、同市西条又は 同市禎瑞に漁業根 拠地を有する者
			定めなし	西条市西部地区地先における最大高潮時海岸線から3,000メートル以内の海域 ただし、西条市氷見と同市今在家との境界から今治市梶島東端を結んだ直線以東の海域及び西条市と今治市との境界(大崎ノ鼻)から香川県伊吹島中央見通し線を結んだ直線以北の海域並びにえむしを内容とする第1種共同漁業権漁場区域を除く。	1.1~ 12.31	西条市吉井、同市 壬生川又は同市河 原津に漁業根拠地 を有する者
			定めなし	漁業根拠地地先における最大高潮時海岸線から3,000メートル以内の海域 ただし、えむしを内容とする第1種共同漁業 権漁場区域を除く。		今治市又は越智郡 上島町に漁業根拠 地を有する者
空釣りこぎ漁業	文ちんこぎ 漁業				12.1~ 翌3.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
はえ縄漁業	たい、はも、 あなごはえ 縄漁業		定めなし	燧 攤	1.1~ 12.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
			定めなし	燧難及び伊予灘	1.1~ 12.31	今治市関前、同市 波方町小部又は同 市菊間町に漁業根 拠地を有する者
	ふぐはえ縄 漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 218隻)	定めなし	燧 攤	1.1~ 12.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
			定めなし	燧難及び伊予灘	1.1~ 12.31	今治市関前、同市 波方町小部又は同 市菊間町に漁業根 拠地を有する者

知事許可	漁業種類		船舶の総トン 数及び推進機	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を
漁業の種類	庶未 僅類		関の馬力数	探未凸塊	低来时期	営む者の資格
ほこ突き漁業	火光利用ほこ突き漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 29隻)	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1~ 12.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
まき餌釣り漁業	まき餌釣り漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 69隻)	定めなし	四国中央市川之江地区、同市三島地区及び同 市土居町地区地先海域 ただし、当該漁業地区以外の共同漁業権漁場 区域を除く。	1.1~ 12.31	四国中央市に漁業根拠地を有する者
			定めなし	新居浜市地区及び西条市東部地区地先海域 ただし、当該漁業地区以外の共同漁業権漁場 区域を除く。	1.1~ 12.31	又は同市禎瑞に漁 業根拠地を有する 者
			定めなし	西条市西部地区地先海域 ただし、当該漁業地区以外の共同漁業権漁場 区域を除く。		西条市吉井、同市 壬生川又は同市河 原津に漁業根拠地 を有する者
			定めなし	今治市及び越智郡上島町地先海域 ただし、当該市町以外の共同漁業権漁場区域 を除く。	1.1~ 12.31	今治市又は越智郡 上島町に漁業根拠 地を有する者
小型定置網漁業	雑魚小型定置網漁業	0隻又の強ない。数2人	定めなし	アイ、イウ、ウエ、エアの4直線によって囲まれた区域 基点A 四国中央市土居町津根と同市土居町藤原との最大高潮時海岸線における境界 点ア Aから磁針方位 20 度 12 分 12 秒 3,350 メートルの点 イ Aから岡山県六島西端見通し 3,400 メートルの点 ウ イから香川県円上島と同県股島の喰合見通し400 メートルの点 エ アから香川県円上島と同県股島の喰合見通し400 メートルの点 アイ、イウ、ウエ、エアの4直線によって囲まれた区域 基点A 四国中央市土居町藤原と同市土居町 無崎との最大高潮時海岸線における境界 点ア Aから磁針方位24度3,400メートルの点 イ Aから磁針方位20度3,400メートルの点		四国中央市土居町に漁業根拠地を有する者

知事許可漁業の種類	漁業種類	すべき船	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
			_	ウ イから香川県円上島中心見通し 550 メートルの点		
				エ アから香川県円上島中心見通し 550		
				メートルの点		
				アイ、イウ、ウエ、エアの4直線によって囲ま れた区域		
				基点A 四国中央市土居町蕪崎と同市土居町		
				天満との最大高潮時海岸線における境 界		
				が 点ア Aから磁針方位30度3,500メートル		
				の点		
				イ Aから磁針方位26度3,430メートル の点		
				ウ イから香川県円上島と同県股島の喰		
				合見通し500メートルの点 エ アから香川県円上島と同県股島の喰		
				合見通し500メートルの点		
				アイ、イウ、ウエ、エアの4直線によって囲ま れた区域		
				基点A 四国中央市土居町蕪崎と同市土居町		
				天満との最大高潮時海岸線における境 界		
				点ア Aから磁針方位21度3,450メートル		
				の点 イ Aから磁針方位17度3,400メートル		
				の点		
				ウ イから香川県股島西端見通し 500 メ ートルの点		
				エ アから香川県円上島と同県股島の中		
				心見通し 500 メートルの点		
				アイ、イウ、ウエ、エアの4直線によって囲ま		
				れた区域		
				基点A 四国中央市土居町蕪崎と同市土居町 天満との最大高潮時海岸線における境		
				界		
				点ア Aから磁針方位 9 度 3,300 メートル の 点		
				イ Aから磁針方位4度3,250メートル		
				の点		
				ウ イから香川県円上島東端見通し 500 メートルの点		
				エ アから香川県円上島東端見通し 500		
借老 1				メートルの点 マルス担合け 当該は		

- 備考1 知事許可漁業を営む者の資格において漁業根拠地を市町名としている場合は、当該市町に位置するそれぞれの漁業 根拠地を示すものとする。
 - 2 令和2年愛媛県規則第57号による改正前の愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第10条の規定に 基づき交付された許可証は、令和2年愛媛県規則第57号による改正後の愛媛県漁業調整規則第16条第1項の規定に 基づく変更の許可を受け、同規則第29条の規定に基づき交付されたものとみなす(小型機船底びき網漁業(自家用釣り餌料びき網漁業を除く。)に係るものを除く。)。